

重度障害者対象の手当

重度障害のある方が受けられる、国の2つの手当制度【注1】。「対象になるかも」と思った方は、申請前にまず下記のどちらかにご相談のうえ手続きしてください。

特別障害者手当

特別障害者手当は、20歳以上で著しい重度の障害があり、常時の介護が必要な方に支給される手当です。

- ▼対象者
- 次のいずれかに該当する方
- ①表Aで2項目以上に該当する方
 - ②表Aで1項目、表Bで2項目以上に該当する方
- ※表Aと表Bで別の項目に該当している

表A

- ・両眼の視力の合計が0.04以下である。
- ・両耳の聴力レベルが100デシベル以上である。
- ・両方の上腕・前腕・手に著しい障害、または両手のすべての指に著しい障害がある。
- ・両方の脚部に著しい障害があるか、両方の脚部の足関節以上を失っている。
- ・体幹機能によって座り続けられない程度、または立ち上がれない程度の障害がある。
- ・体の障害や長期安静が必要な病状が上記と同程度以上で、他人の援助を受けなければ自分で生活できない。
- ・上記と同程度以上の程度の精神障害がある。

③①または②と同程度以上の障害がある方が必要です。

※次のいずれかに該当する方は手当を受給できません。

- ・障害者自立支援法で定める障害者支援施設などに入所している方
- ・養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所している方
- ・病院、または診療所、介護老人保健施設に3カ月を超えて入院して

表B

- ・両眼の視力の合計が0.05～0.08である。
- ・両耳の聴力レベルが90デシベル以上である。
- ・平衡機能に極めて著しい障害がある。
- ・口のなかで食べ物をよくかみ砕き、味わうことができない。
- ・音声または言語機能を失っている。
- ・両方の上腕・前腕・手の親指と人さし指の機能を失っている。
- ・どちらかの上腕・前腕・手の機能に著しい障害がある。
- ・どちらかの脚部の機能をすべて失っているか、片方の脚部の大腿を2分の1以上失っている。
- ・体幹機能によって歩くことができない程度の障害がある。
- ・体の障害や長期安静が必要な病状が上記と同程度以上で、日常生活での著しい制限が必要である。
- ・上記と同程度以上の程度の精神障害がある。

いる方
・本人、または配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定額を越えている方

▼手当額【注2】
月額2万6940円

障害児福祉手当

障害児福祉手当は、20歳未満で重度の障害があり、常時の介護が必要な方に支給される手当です。

- ▼対象者
- 表Cのいずれかに該当する方
- ※次のいずれかに該当する方は手当を受給できません。
- ・障害により受けられる公的年金を

表C

- ・両眼の視力の合計が0.02以下である。
- ・両耳の聴力が補聴器を使っても音声を識別できない程度である。
- ・両方の上腕・前腕・手に著しい障害がある。
- ・両手のすべての指を失っている。
- ・両方の脚部の機能をすべて失っている。
- ・両方の大腿を2分の1以上失っている。
- ・体幹機能によって座り続けられない程度の障害がある。
- ・体の障害や長期安静が必要な病状が上記と同程度以上で、他人の援助を受けなければ自分で生活できない。
- ・上記と同程度以上の程度の精神障害がある。
- ・体の障害や病状、精神の障害が重複する場合であって、その状態が上記と同程度以上である。

受けられる方
・児童福祉法で定める肢体不自由児施設などに入所している方
・本人、または配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定額を越えている方

▼手当額【注2】
月額1万4650円

【注1】町の福祉手当とは別です。
【注2】改定される場合があります。

- 問い合わせ
- ◆精華町役場福祉課 障害福祉係
(☎95-11904)
 - ◆山城南保健所福祉室
(☎72-10979)

※視力の測定は万国式試視力表によるものとします。屈折異常があるものは、矯正視力によって測定します(表A・B共通)。

まちの玄関口がリニューアル ～新しくなった祝園駅前広場の利用方法～

祝園駅前広場の工事にご理解・ご協力をいただきありがとうございました。工事が完了し、新しい一般車乗降場を供用開始しました。今回は、駅前広場の利用方法の変更点について、ご案内します。

▼変更点① 一般車専用の乗降場を新たに整備しました。

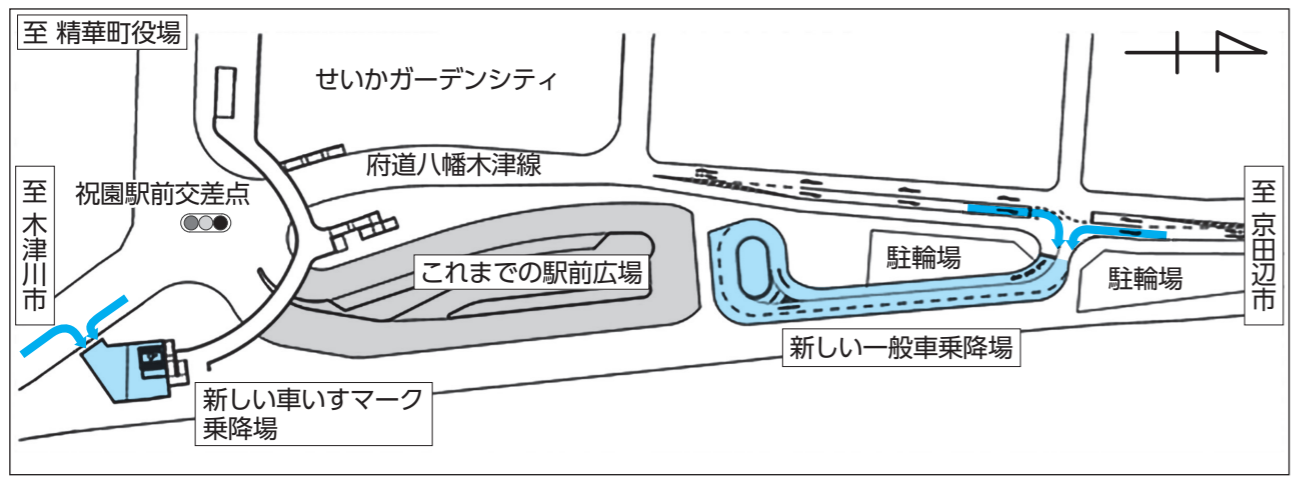
- 新しい一般車乗降場には現在よりも広い乗降場所を確保していますが、混雑緩和のため乗降・待機時間の短縮にご協力をお願いします。
- 前が空いたら詰めるなど、できるだけ多くの方が利用できるよう、ゆずり合ってください。
- 府道八幡木津線から進入・退出し、祝園西一丁目住宅地内の通り抜けはご遠慮ください。

▼変更点② これまでの駅前広場は公共交通(路線バス・タクシー)専用となりました。

- 一般車は進入できませんのでご注意ください。
- 路線バスも増便され、さらに便利になりますので、公共交通の利用をお願いします。

▼変更点③ 車いすマーク乗降場を新たに整備しました。

- 障害や高齢・難病で歩行が困難な方、または、けが人や妊産婦で一時的に歩行が困難な方にご利用いただけます。



※平成30年4月1日から、駅前広場内は全面禁煙となりました。
駅前広場内での禁煙にご理解・ご協力をお願いします。



「みどりのカーテン」で夏を快適に ～ゴーヤーの種を配布～



町では、地球温暖化対策として、ゴーヤーや洛いもなどを使った「みどりのカーテン」づくりを推進しています。「みどりのカーテン」は、日差しの侵入を防ぎ、太陽光の熱エネルギーを約80%遮断する働きがあり、室内温度の上昇を抑えます。また、花を楽しんだり、ゴーヤーや洛いもを食べたりと、涼しく楽しく夏を過ごすことができます。

「みどりのカーテン」づくりを皆さんにも行ってもらうきっかけとして、環境推進課(2階)の窓口で4月25日(水)からゴーヤーの種を無料で配布します。



受付時間：開庁日の午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
定員：先着150人(町内在住の1世帯につき10粒程度)
昨年もゴーヤーの種を配布し、町内でも多くのご家庭で「みどりのカーテン」を見かけました。今年も「みどりの

カーテン」を育成し、快適に夏を過ごしましょう。

また、ゴーヤーの種を採取し保管することで、その種を使って来年も「みどりのカーテン」を育成することができます。



町役場や町内の保育所、小学校でも毎年、「みどりのカーテン」づくりにゴーヤーと洛いもを育成しています。昨年は、苗植えから「みどりのカーテン」の完成を経て種の採取、洛いもの収穫まで、図書館南側と役場庁舎南側の窓で育成した様子を写真を混えてホームページで公開しました。

今年も育成状況をホームページでお伝えしていく予定です。皆さんもいっしょに「みどりのカーテン」を育てましょう!



問 環境推進課 環境保全係 95-1925

行政情報コーナー

お知らせ します!



医療費助成申請を 昭和28年5月生まれの方へ

町では、65～69歳で要件を満たす方に、医療費(保険適用分)の一部を助成しています【注】。

申請期間は4月10日(火)～16日(月)の平日。申請が遅れると受給者証の使用開始日も遅れる場合があります。

【注】対象者には案内を郵送しています。

問 国保医療課 医療係 95-1929

共生社会の実現を目指して

障害者の法定雇用率引き上げ

平成30年4月1日から、障害のある方の法定雇用率が引き上げられます。詳しくは以下の通りです。

【民間企業】
2.0% → 2.2%

【国、地方公共団体など】
2.3% → 2.5%

【都道府県などの教育委員会】
2.2% → 2.4%

また、障害のある方を雇用しなければ



問 福祉課 障害福祉係 95-1904

ならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

詳しくはお近くのハローワークにお問い合わせください。

※平成33年4月までに、法定雇用率はさらに0.1%引き上げられ、障害のある方を雇用しなければならぬ事業主の範囲は従業員数43.5人以上に変わります。

災害用トイレの 無償貸出



木津川市や相楽郡内で、し尿や浄化槽汚泥の収集・運搬を行っている7事業者で構成される京都南部環境事業協同組合から、災害用のトイレ・テントの貸与がありました。

貸与された125基の災害用のトイレ・テントのうち40基が、相楽郡広域事務組合を通じて本町に配備されました。

※災害用のトイレ・テントは、大規模な災害により、下水道などの設備が使用できない場合、テントの中に簡易トイレを設置して利用する物で、災害発生初期段階の備えとして、大変有用なものです。

問 環境推進課 資源循環係 95-1925

人権の花育て、 伝える思いやり



川西小学校 6年生の代表児童5人が3月8日(木)、高齢者総合福祉施設「神の園」を訪れ、入所者にスイセンの花を贈呈しました。

これは「人権の花運動」として法務局と人権擁護委員連合会が毎年取り組んでいるものです。協力して花を育てることで命の尊さを学び、感謝の気持ちや思い



やりの心を育みます。

子どもたちは、スイセンを入所者に手渡し、交流を深めていました。

また、3月9日(金)には同小学校において、人権擁護委員から感謝状と記念品の贈呈が行われました。

問 人権啓発課 啓発係 95-1919

ろうあ者緊急カードを作成

カード裏

ろうあ者緊急カード

○氏名
く
○生年月日 年 月 日
○性別 ○血液型
○住所 京都府相楽郡精華町
○電話 ○FAX

緊急時の手話通訳・要約筆記は
相楽聴覚言語障害センターへ(平日日中)
電話0774-75-2030 FAX 0774-72-6862

カード表

耳マーク

聞こえの配慮が必要な方です

「外出先で事故にあったり、病気になる」

聴覚障害・音声言語障害があっても、

聴覚障害の2・3級、または音声言語障害の3級を持っている方

問 相楽聴覚言語障害センター(平日午前9時～正午、午後1時～5時) 95-6862・95-2030

ファクス1枚で緊急通報

町では、聴覚障害・音声言語障害があつて、火事や急病のとき、「消防・救急」への早急な連絡手段がない「病院で手話通訳してくれない人」「不安を感じている方」のための連絡体制があります。ファクスで消防署に連絡でき、手話通訳の派遣ができます。

▼対象者

聴覚障害の2・3級、または音声言語障害の3級を持っている方

問 相楽聴覚言語障害センター(平日午前9時～正午、午後1時～5時) 95-6862・95-2030



予防接種助成スタート

高齢者肺炎球菌ワクチン

本年度の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の助成が始まりました。来年3月31日(日)まで、2500円(生活保護世帯は無料)で接種を受けることができます。この期間中に接種しなかった場合は、その後は、全額自己負担による任意接種となります。助成は1回限りです。接種は予約のうえ、健康保険証をお持ちください。

◆**対象者**
 ◆本年度、次の年齢になる方
 ・65歳(昭和28年4月2日～29年4月1日生まれ)

- ・70歳(昭和23年4月2日～24年4月1日生まれ)
 - ・75歳(昭和18年4月2日～19年4月1日生まれ)
 - ・80歳(昭和13年4月2日～14年4月1日生まれ)
 - ・85歳(昭和8年4月2日～9年4月1日生まれ)
 - ・90歳(昭和3年4月2日～4年4月1日生まれ)
 - ・95歳(大正12年4月2日～13年4月1日生まれ)
 - ・100歳(大正7年4月2日～8年4月1日生まれ)
- ◆接種日現在60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能が身体障害者手帳1級相当の方

※対象者のうち、過去に肺炎球菌ワクチン(ワクチン名「ニューモバックス」)を接種した方は対象外です。

接種方法

上表の医療機関または木津川市の指定医療機関に予約のうえ、健康保険証を持参。
事前に申請が必要な方
 左記の方は接種費用の助成を受けるには、接種前に必ず申請書【注】と印鑑を次のところへお持ちください。60～64歳の方は身体障害手帳などの障害の程度を確認できる書類も必要です。
 ・町外(木津川市の指定医療機関を除く)での接種を希望する方
 ・生活保護世帯の方
 ・60～64歳の方

注意事項

町外(木津川市の指定医療機関を除く)で接種を希望する方は、希望の医療機関および施設によっては、接種に必要な書類を即日発行できない場合(約3～10日)がありますのであらかじめご了承ください。
 【注】健康推進課の窓口のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

問健康推進課保健予防係 95-11905

実施医療機関名	電話番号	所在地
天野医院	95-9500	下狛河原田45番地3
おく内科医院	72-7023	桜が丘三丁目2番地1 エスペローマ高の原 ウエスト1番館
学研都市病院	98-2123	精華台七丁目4番地1
岸田内科医院	95-1771	精華台二丁目17番地10
コマダ診療所	93-1787	菱田宮川原10番地
島谷クリニック	66-1850	桜が丘四丁目25番地4
下里医院	72-1212	山田下川原22番地2
精華町国保病院	94-2076	祝園砂子田7番地
平田内科医院	95-3400	光台七丁目14番地3
藤木医院	94-2006	祝園西一丁目24番地15
藤村医院	94-5770	祝園砂子田2番地1
古田診療所	93-2216	祝園門田8番地
山田内科クリニック	98-3660	精華台二丁目10番地94
芳川医院	71-0014	桜が丘三丁目24番地7

本年度は月額1万6340円

国民年金定額保険料

本年度の国民年金の定額保険料が、月額1万6340円に決まりました。納付方法は次の通りです。



- ◆**納付書(金融機関・郵便局・コンビニの窓口)**
- ◆各月納付：1万6340円(割引なし)
- ◆6カ月分前納：9万7240円(800円割引)
- ◆4～9月分を5月1日までに、10月～来年3月分を10月31日までに納付してください。
- ◆1年前前納：19万2600円(3480円割引)
- ◆2年前前納：37万8580円(1万4420円割引)
- ◆4月～平成32年3月分を5月1日までに納付してください。
- ※年度途中でも、来年3月までを一括前納(割引・納付期限あり)するこ

口座振替納付(割引額最多)

- ◆**口座振替納付** 申出書の提出と口座登録の完了後、振り替え納付します。
- ◆翌月末振り替えの各月納付：1万6340円(割引なし)
- ◆当月末振り替えの各月納付：1万6290円(50円割引)
- ◆6カ月分前納：9万6930円(1100円割引)
- ◆4～9月分を5月1日に、10月～来年3月分を10月31日に、それぞれ振り替えます。
- ◆1年前前納：19万1970円(4110円割引)
- ◆4月～来年3月分を5月1日に振り替えます。
- ◆2年前前納：37万7350円(1万5650円割引)
- ◆4月～平成32年3月分を5月1日に振り替えます。
- ◆4～9月分の6カ月前納、1年前前納、2年前前納は、2月までに手続きが完了した方のみ対象です。
- ◆**クレジットカード納付**
クレジットカード納付申出書の提出と処理完了後、納付します。
- ◆各月納付：1万6340円(割引なし)
- ◆6カ月分前納：9万7240円(800円割引)
- ◆1年前前納：19万2600円(3480円割引)
- ◆2年前前納：37万8580円(1万4420円割引)

移動図書館中ステーション変更

「中集会所」の改修工事が終了したため、移動図書館バスの「中ステーション」が、4月から「中集会所」に戻ります。

電子納付

- ① インターネットバンキング
 - ② モバイル(携帯電話)バンキング
 - ③ テレフォンバンキング
 - ④ ATM
- ※①②③を利用する場合は、あらかじめ金融機関に申し込む必要があります。申し込み方法や、電子納付ができるかどうかは、金融機関にお問い合わせください。

保険料の免除・猶予も

収入の減少や失業などにより保険料を納めることが困難な場合、保険料を免除・猶予できることがあります。

◆**免除【注】**
 申請者・配偶者・世帯主の申請年度課税対象所得(前年度の所得)に応じて次の4段階に分かれています(金額は本年度の場合)。
 ・4分の1免除承認：1万2260円
 ・半額免除承認：8170円
 ・4分の3免除承認：4090円
 ・全額免除承認：納付なし

納付猶予

学生ではない50歳未満の方が対象です。申請者と配偶者の申請年度課税対象所得(前年度の所得)が基準になります。承認された場合、保険料は猶予になりますが、年金の受給金額には反映されません。

5月1日から憲法週間

5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日(火)～7日(月)は憲法週間です。憲法週間は、国民主権、平和主義と基本的人権の尊重を定めた日本国憲法の意義を再確認する機会として、国でも、憲法の精神や司法の機能を国民に理解してもらうための取り組みが行われます。憲法週間を機会に、地域や家庭で、基本的人権を尊重することの大切さや、さまざまな人権問題について考えてみましょう。

問人権啓発課 啓発係 95-1919

学生納付特例

20歳以上の学生で、学生納付特例対象校に在学中であれば、在学期間中の保険料が猶予になります。申請は、学年ごとに必要です。

【注】免除を受けるとその期間分、保険料を全額納付した時に比べて受け取る年金額が少なくなります。そのため、10年以内であれば保険料を納付すること(追納)ができます。追納するには別途、申し込みが必要です。

問京都南年金事務所国民年金課 075-164312547、精華町役場総合窓口課年金係 95-119115

ひっこい悩みも、い相談を

春は、就職や転勤、進学、引っ越し、家族や友人との別れなどで生活環境が大きく変化し、ストレスを受ける人が多いと言われています。さまざまな悩みを抱えているかたは、ひとりで悩まず、専門の相談機関にご相談ください。また、身近な方の悩みに気づいたら、温かく寄り添い、悩みに耳を傾け、専門家への相談をすすめて、じっくりと見守りましょう。

【専門の相談窓口】

- 京都府自殺ストップセンター** 0570-17831797、月～金曜日(年末年始・祝休日除く)、午前9時～午後8時(面接相談は、午前9時～午後5時)
 - 京都いのちの電話** 075-186414343、年中無休、24時間
 - よりそいホットライン** 0120-12791338、年中無休、24時間
- 問福祉課社会福祉係 95-11904

小児慢性特定疾患児

小児慢性特定疾患医療受診券を持ち、日常生活に著しく支障がある在宅の方に、日常生活用具を給付しています。

対象者

町内に住民登録し、小児慢性特定疾患医療受診券を持ち、日常生活を営むうえで著しく支障（左記）のある方【注1】

料金

世帯の所得税額などに応じて決定

用具の種類（対象者）

- ・ 便器（常時介助を要する方）
・ 特殊マット（寝たきりの状態にある方）
・ 特殊便器（上腕・前腕・手の機能に障害のある方）
・ 特殊寝台（寝たきりの状態にある方）
・ 歩行支援用具（脚が不自由な方）
・ 入浴補助用具（入浴に介助が必要な方）
・ 特殊尿器（自力で排尿できない方）
・ 体位変換器（寝たきりの状態にある方）
・ 車いす（脚部が不自由な方）
・ 頭部保護帽（発作などで頻繁に転倒する方）
・ 電気式たん吸引器（呼吸器機能に障害のある方）
・ クールベスト（体温調節が著しく難しい方）
・ 紫外線カットクリーム（紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障害を起こすことがある方）
・ ネブライザー（呼吸器機能に障害のある方）

- 健康・福祉
暮らし・税
年金・保険
福祉・介護
健康・医療
環境・美化
教育・子育て
文化・学習
スポーツ
防災・防災
その他

- ・ パルスオキシメーター（人工呼吸器の装着が必要な方）
・ ストーマ器具（番便袋）（人工肛門を造設した方）
・ ストーマ器具（番尿袋）（人工ぼうこうを造設した方）
・ 人工鼻（人工呼吸器の装着または気管切開が必要な方）

申請方法

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書【注2】・小児慢性特定疾患医療受診券の写しを直接、次のところへ。
※申請後、対象者の状況などについて調査し、給付を決定します。

【注1】小児慢性特定疾患治療研究事業を除く児童福祉法・障害者自立支援法による施策の対象とならない方に限ります。
【注2】窓口のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

町健康推進課保健予防係 95-11905

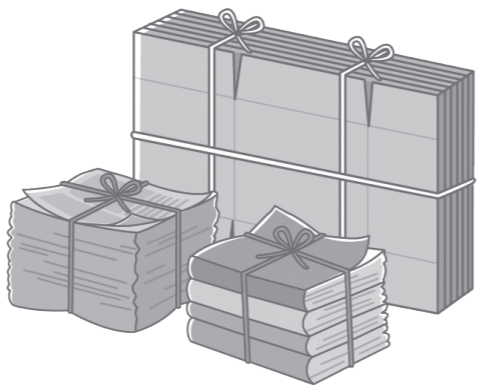
豊かな自然守り育てる

里山の会、定例活動・青空総会

「せいか里山の会」の定例保全活動（山菜さがし）が4月21日（土）午前9時から里山交流広場（東畑地区）で実施され、終了後、平成30年度総会が、開催されます。

「せいか里山の会」は、毎月第3土曜日【注】に、精華町里山交流広場で里山の有する豊かな自然を保全・再生・利活用に取り組み、住民の方の交流の場や子どもたちが自然と親しむ機会を作っています。このような活動に賛同し、一緒に活動

古紙回収団体に補助



「燃やすごみ」の減量に向け、新聞や雑誌などの古紙類を回収する団体に対し、補助金の交付を行っています。

昨年度は、古紙回収実施団体を初めとした皆さんのご協力で、1660トンの古紙が回収され、燃やすごみの減量につながりました。

補助の対象は、各地域の団体（自治会・子ども会など）で、新聞・雑誌・ダンボール・古布・紙パック・アルミ缶・米袋・菓子箱などその他のリサイクルできる紙を年4回以上回収している団体です。

このうち、団体が自ら回収作業をしている場合や年12回以上回収している場合は、予算の範囲内で補助額を加算します。

動いただけの方を募集しています。
毎月の活動内容は、町ホームページで公開しています（「せいか里山」で検索）。
【注】8月と天候不良の場合は休み、本年度10月は第3日曜日、11月は第2土曜日の予定です。
町せいか里山の会事務局（産業振興課内） 95-11903

「ウチの価格と比べたい」

町内土地・家屋帳簿見られます

町内の土地や家屋の価格などを掲載している帳簿を4月2日（月）～5月1日（火）の平日、町役場・税務課（2階）でご覧いただけます。お持ちの固定資産をほかと比較したい場合などに、ご利用ください。
運転免許証など、本人であることが証明できるものがが必要です。納税者が法人の場合には、法人の委任状が必要です。
時間は午前8時30分～正午・午後1時～5時です。



対象者

- ◆ 土地価格などの帳簿
町内にある土地に対する固定資産税の納税者
◆ 家屋価格などの帳簿
町内にある家屋に対する固定資産税の納税者

※同一世帯の親族や納税者からの委任状をお持ちの方もご覧になれます。

応募方法

5月2日（水）午後5時まで（必着）に、応募用紙【注】を直接、または郵送、ファクス、Eメールで次のところへ。

- ◆ そのほか
・ 応募用紙をもとに選考します。
・ 応募用紙は返却できません。
・ 選考結果は、6月末（予定）までに応募者全員に通知します。
・ 委員として選出された場合は、氏名を公表します。

【注】 応募用紙は、財政課に置いてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。
町ホームページからもダウンロードできます。
町精華町役場財政課財政係・〒619-0285（個別番号・住所記入不要）
95-11914・FAX 93-2233
zaisei@town.seika.lg.jp

障害者基本計画策定委員会

町では、法改正などに伴い、平成24年4月に策定した「精華町第2次障害者基本計画」の見直しを行う、精華町障害者基本計画策定委員会委員の一部を募集します。

募集人数

3人以内

任期

委嘱の日から審議が終了するまで
終了するまで（平成30年5月～平成31年3月を予定）

開催回数

5回程度予定

応募資格

町内に居住し（町内に住民登録または

内容

- ・ 土地の所在、地番、地目、地積、価格
・ 家屋の所在、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、価格
※償却資産の帳簿はありません。
※課税されていない土地や家屋の掲載はありません。
※所有者名や税額など、個人情報に該当する事項の掲載はありません。

町税務課固定資産税係 95-11916

特殊詐欺が増加中

役所職員をかたる還付金詐欺や息子（娘）をかたるオレオレ詐欺が増加しています。

「保険料や税金の還付金がある。近くのATMで手続きを」とか、息子をかたる者から「風邪をひいた。お金が必要」という電話は、詐欺の可能性がります。不審な電話やメールがあれば、すぐに警察に通報してください。

町木津警察署 72-0110



外国人登録をしている方）、引き続き町内に居住する予定の20歳以上（平成30年1月1日現在）で次のいずれにも該当しない方
・ 国や地方公共団体の議会の議員
・ 常勤の国家公務員や地方公務員

応募方法

4月24日（火）まで（必着）の平日午前9時～午後5時に、「応募用紙【注1】・小論文【注2】」を直接、または郵送、ファクス、Eメールで次のところへ。

【注1】 福祉課に置いてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。
【注2】 課題は、「障害者の自立と地域生活」とし、町の障害者福祉行政に対する意見や提言などを字数800字以内で記述するものとする。様式は自由。

町精華町役場福祉課障害福祉係・〒619-0285（個別番号・住所記入不要）
95-11904・FAX 95-1397
4・fukushi@town.seika.lg.jp

自転車の盗難に注意

新学期は新しい自転車に乗り換える方も多いため、カギを掛けて、大切な自転車を盗まれないようにしましょう。特に、駅や大型スーパーの駐輪場での盗難被害が多いので注意しましょう。

町木津警察署 72-0110

地域障害者自立支援協議会

「精華町障害者基本計画及び障害福祉計画」の策定に伴い平成19年度より設置・運営している、精華町地域障害者自立支援協議会委員を募集します。

計画で定められた施策などの推進協議、障害者相談支援事業者の運営評価、地域の社会資源の開発や福祉関係機関のネットワークの構築に向けた協議などを行います。

- ▼募集人数 2人以内
- ▼任期 委嘱の日からおおよそ3年間
- ▼開催回数 2〜3回程度/年
- ▼応募資格 町内に居住し(町内に住民登録をしている方)、引き続き町内に居住する予定の20歳以上(平成30年1月1日現在)で次のいずれにも該当しない方
 - ・国や地方公共団体の議会の議員
 - ・常勤の国家公務員や地方公務員
- ▼応募方法 5月10日(木)まで(必着)の平日午前9時〜午後5時に、応募用紙【注】を直接、または郵送、ファクス、Eメールで次のところへ。
- ▼その他
 - ・選考委員会で決定します。
 - ・応募用紙は返却できません。
 - ・費用弁償などを支給予定。

【注】福祉課に置いてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

問 精華町役場福祉課障害福祉係・〒619-0285 (個別番号・住所記入不要) ・ ㊚ 95-11904 ・ ㊚ 95-1397
4 ・ ㊚ fukushi@town.seika.lg.jp

地域福祉計画策定委員会

町では、法改正などに伴い、平成26年3月に策定した「第2次精華町地域福祉計画」の見直しを行う精華町地域福祉計画策定委員の一部を募集します。

- ▼募集人数 3人以内
- ▼任期 平成30年4月1日〜平成31年3月31日(予定)
- ▼開催回数 5回程度予定
- ▼応募資格 町内に居住し(町内に住民登録をしている方)、引き続き町内に居住する予定の20歳以上(平成30年1月1日現在)の、任期中の策定委員会などに参加できる方で、次のいずれにも該当しない方
 - ・国や地方公共団体の議会の議員
 - ・常勤の国家公務員や地方公務員
- ▼応募方法 4月24日(火)まで(必着)の平日午前9時〜午後5時に、応募用紙【注】を直接、または郵送、ファクス、Eメールで次のところへ。
- ▼その他
 - ・選考委員会で決定します。
 - ・応募用紙は返却できません。
 - ・費用弁償などを支給予定。

【注】福祉課に置いてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。



こちら総合窓口ニュースです! vol. 13



マイナンバー通知カード未受領の方

平成27年10月5日時点で精華町に住所がある方には、同年11月中旬ごろにマイナンバー通知カードを郵送(簡易書留)しています。受け取られなかった通知カードは、郵便局から役場に戻されています。

戻された通知カードを、まだ役場まで受け取りに来ている方には、お知らせを送付しています。

▶未受領のお知らせが届いた方

原則、通知に記載している期限(平成30年6月30日)を経過すると廃棄します。マイナンバー通知カードは必要だが、取りに来れないなどの事情がある方は、ご連絡ください。

廃棄後に通知カードの再発行申請を行う場合は手数料500円を徴収します。ご了承ください。

▶通知カードが手元になく、未受領のお知らせも届いていない方

通知カード受け取り後に紛失したか、住所変更後に住所変更届をしていない方は通知が届きません。

紛失している場合は、紛失届を提出し、再発行申請をし

てください。
通知カードを1度も受け取ったことがなく、通知が届かないことに心当たりがある方は、総合窓口課へお問い合わせください。

住民サービスコーナーの一時利用停止

エスペローマ高の原の電気設備の点検に伴い住民サービスコーナーを以下の日時で一時利用停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○4月19日(木) 午前9時〜午後6時

マイナンバー専用休日窓口

毎月第4日曜日(メンテナンスなどで変更になる場合があります)の午前9時〜正午・午後1時〜4時45分にマイナンバー専用休日窓口を開設します。事前(開庁時間)に予約が必要です。はがきを参照してください。

4月はメンテナンスのため開設はありません。

問 総合窓口課 戸籍住民係 ㊚ 95-1915

春の全国交通安全運動実施



4月6日(金)〜15日(日)の10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。運動スローガンは、「ゆずり合う心がふれ合う春の春」です。春は、交通事故が多発する傾向にあります。ゆずり合う心を持って、交通事故を防止しましょう。

問 木津警察署 72-0110

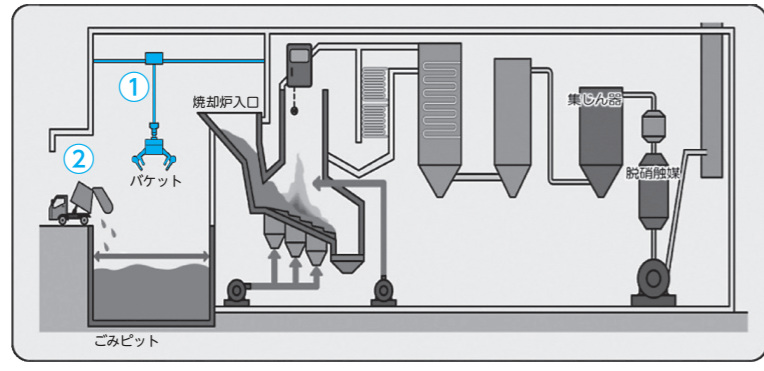
シルバー人材センター 会員の増強と仕事の確保を!

シルバー人材センターは、地域の日常に密着し、高齢者への就業機会の提供などで、「生涯現役社会」の実現をめざした、居場所・出番づくりが目的です。急速な少子高齢化で、労働人口の減少が予測される中、社会のさまざまな分野で活躍してきた団塊世代の力が今後必要と思われる。センター会員になることで、仲間やつながり、地域社会への貢献、何らかの報酬などの利点もあります。

検討ください。
▼入会説明会 日時：4月20日(金)午前10時、対象者：町内在住の60歳以上の方
▼シルバーさるん 日時：①4月10日(火)②20日(金)③5月10日(木)午前10時〜午後3時
※①は「デッサン教室」、②は「習字教室」、③は「絵てがみ教室」開催。詳しくは31ページ。
問 精華町シルバー人材センター ㊚ 98-0510

新クリーンセンターだより

今月は、平成30年秋の稼働を目指している、新クリーンセンター(環境の森センター・きづがわ)のごみクレーンとごみ投入扉の設置状況をお伝えします。



30㍉の広さのごみを貯めるピットの縦幅を渡すように21㍉のレールを設置しました。そのレールの上をバケットをクレーンで吊り下げた台車が走行し、ピットに貯まったごみをバケットでつかみ、焼却炉入口に投入します。

②ごみ投入扉の設置
ごみ投入扉は、ごみ収集車が搬入したごみをピットに投入する際に開閉する扉です。

③ごみ投入扉の設置
今回設置したごみ投入扉は、幅3㍉、高さ5.5㍉と大きく、非常に重い物ですが、電動で開閉するため、設定した時間・速度でスムーズに動作します。

①ごみクレーンの設置
先月工場検査の様子をお伝えしたごみクレーンの設置を行いました。縦16㍉横



問 環境推進課資源循環係 ㊚ 95-11925